

## 学校法人富山国際学園 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠、出産、子育てに関する諸制度の周知を徹底し、仕事との両立等に関する意識啓発を行う。

<対策>

【令和3年度～】

- 妊娠、出産子育てに関する本学園の関係規程はじめ、諸制度の活用を図るため、制度の紹介を学園ホームページ等に掲示するほか、新任教職員研修などの機会を活用して周知を徹底する。

目標2：子どもが生まれる際の男性教職員の休暇の取得を促進する。

<対策>

【令和3年度～】

- 配偶者の出産休暇、育児参加による休暇等の制度を周知し、男性教職員の休暇の取得の促進に努める。

目標3：時間外労働削減のための施策を講じる。

<対策>

【令和3年度～】

- 業務執行の簡素化、効率化を進め時間外労働の削減を図る。
- 長時間労働による弊害を認識させる等、時間外労働に対する意識改革を進める。

目標4：年次有給休暇の取得を促進する。（7日以上取得）

<対策>

【令和3年度～】

- 休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- 管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的にほかの職員にも休暇取得を促す。